埼玉県市町村総合事務組合公報

第８号

発　　行
さいたま市浦和区仲町
３―５－１
埼玉県市町村総合事務組合

◇　目　　次　◇

規　　則

○　職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……　１頁

○　職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……　４頁

○　市町村職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則……　５頁

○　市町村交通災害共済加入推進交付金に関する規則の一部を改正する規則……　６頁

訓　　令

○　埼玉県市町村総合事務組合文書取扱規程の一部を改正する訓令……　７頁

職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者　吉　田　信　解

組合規則第６号

職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和４１年組合規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「若しくは通勤方法を変更し、」を「、通勤方法若しくは条例第１０条第４項に規定する駐車場等（以下、「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第３条の２第１項中「提示」の次に「又は第９条の２に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第６条第１項第１号中「第１０条第６項」を「第１０条第８項」に改める。

第６条の３第２号中「同条第２項第２号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第４項第１号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第１号」を「同条第２項第１号」に改め、同条第３号中「同条第２項第２号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第４項第１号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第２号」を「同条第２項第２号」に改める。

第９条の見出し並びに同条第１項及び第２項中「新幹線鉄道等に」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に」に改め、同条第３項中「特別料金等の額の２分の１に相当する額」を「特別料金等相当額（第１０条第３項において「特別料金等相当額」という。）」に、「、同項第１号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の２分の１に相当する額」と、同項第２号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の２分の１に相当する」と」を「、同項第１号及び第２号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第２号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と」に改める。

第９条の次に次の３条を加える。

（駐車場等の要件）

第９条の２　条例第１０条第４項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第３条の２の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして管理者が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第８条第２項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして管理者が定める施設でないこと。

２　前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると管理者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第９条の３　条例第１０条第４項の規則で定める職員は、第６条の３第２号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第９条の４　条例第１０条第４項第１号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が５，０００円を超える場合にあっては、５，０００円）とする。

(1) １の駐車場等を利用する場合　次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合　当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が２以上の月にわたる場合　当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合　管理者が定める額

(2) ２以上の駐車場等を利用する場合　それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

２　国有財産法（昭和２３年法律第７３号）又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の規定により、国有財産又は公有財産（以下この項において「国有財産等」という。）の使用許可等を受けた駐車場等を利用する場合であって、当該使用許可等に係る国有財産等の使用料等の減免を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「５，０００円を超える場合にあっては、５，０００円」とあるのは「５，０００円から減免を受ける額（その額が２以上の月にわたる場合にあっては、その額をそのわたる月の数で除して得た額とし、その額が２以上あるときは、当該２以上の減免を受ける額の合計額）を差し引いた額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下この項において「減免時上限額」という。）を超える場合にあっては、減免時上限額」と、同項第１号中「当該料金の額」とあるのは「当該料金の減免後の額」とする。

第１０条第３項を次のように改める。

３　条例第１０条第６項の規則で定める通勤手当は、１箇月当たりの運賃等相当額等（第６条の３第３号に

掲げる職員に係るものを除く。）、条例第１０条第２項第２号に定める額（第６条の３第２号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）及び条例第１０条第４項第１号に定める額の合計額（第１２条第２項において、「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が１５万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第１０条第６項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第１２条第１項中「第１０条第５項」を「第１０条第７項」に改め、同項第２号中「若しくは通勤方法を変更し、」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第２項及び第３項を次のように改める。

２　条例第１０条第７項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第１号から第４号までに掲げる場合であって、１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が１５万円以下であった場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が１５万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 前項第１号から第４号までに掲げる場合であって、１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が１５万円を超えていた場合　１５万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

３　条例第１０条第７項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、管理者の定めるところにより、事由発生月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

第１２条第４項を削る。

第１３条第１項中「第１０条第６項」を「第１０条第８項」に改め、同項第１号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者　吉　田　信　解

組合規則第７号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和４１年組合規則第２号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第２項中「前条第２項及び第３項の規定を準用する」を「前条第２項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する」に改め、同条に次の１項を加える。

３　前項の規定にかかわらず、前条第３項に規定する期間に相当する期間については、除算を行わない。

第７条の２第２項中「在職した」を「勤務した」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者　吉　田　信　解

組合規則第８号

市町村職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

市町村職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成23年組合規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に改める。

第７条第２項中「至ったとき、又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなったときは」を「至ったときは」に改める。

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。

市町村交通災害共済加入推進交付金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者　吉　田　信　解

組合規則第９号

市町村交通災害共済加入推進交付金に関する規則の一部を改正する規則

市町村交通災害共済加入推進交付金に関する規則（平成１８年組合規則第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（交付金の額）

第２条　条例第１５条第１項の交付金の額は、交付年度の１２月３１日現在で組合口座に会費入金済の当該年度の共済会員である加入者１人につき７０円を乗じて得た額とする。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

埼玉県市町村総合事務組合文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和８年９月２８日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者　吉　田　信　解

組合訓令第１号

埼玉県市町村総合事務組合文書取扱規程の一部を改正する訓令

埼玉県市町村総合事務組合文書取扱規程（平成１８年組合訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第１７条中「（以下「保存文書」という。）は」の次に「、法令に別の定めがある場合を除き」を加え、同条第１号中ケを削り、コをケとし、サからスまでをコからシまでとし、同条中第４号を第５号とし、第３号アを削り、同号イを同号アとし、同号ウを同号イとし、同号エを削り、同号オを同号ウとし、同号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　５年保存する文書

ア 通知、申請、届出、報告等で将来の例証となる文書

イ 監査に関する文書

ウ 出張命令簿、休日・時間外勤務命令簿、休暇簿、復命書等職員の服務に関する文書

エ その他５年間保存の必要があると認められる文書

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。